

動物の愛護及び管理に関する法律の概要

制 定 : 昭和48年10月1日法律第105号

最終改正 : 平成17年6月22日法律第 68号 (平成18年6月1日施行)

目 的

- 【動物の愛護】動物愛護の気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操を涵養
- 【動物の適正な管理】動物による人の生命、身体及び財産への侵害防止

基本原則

- 「動物は命あるもの」であることを認識し、人間と動物が共に生きていける社会を目指す
- 動物の習性をよく知ったうえで適正に取り扱う

動物の飼い主の責任

- 動物の種類や習性等に応じた健康安全の確保、人への危害や迷惑防止等のための適正飼養の責務、みだりな繁殖の防止、感染症の防止、動物の所有者の明示、動物販売業者の説明責任等

動物の飼養及び保管等に関するガイドライン

- 家庭動物、展示動物、畜産動物、実験動物の飼養保管等基準の策定

動物取扱業者の規制

- 業者の都道府県等への登録、遵守すべき基準の制定、動物取扱責任者の選任、改善勧告・命令、登録の拒否・登録の取消しや業務の停止命令等

周辺生活環境の保全

- 多数の動物を飼養し、周辺の生活環境を損なっている者への改善勧告、命令

特定動物（危険な動物）の飼養規制

- 法律に基づく都道府県知事等の許可、マイクロチップ等による個体識別措置

犬及びねこの引取り等

- 犬ねこの都道府県等による引取り、負傷動物等の収容

国や地方公共団体の取組

- 学校・地域・家庭等における教育活動や広報活動を通じた普及啓発、動物愛護週間（9月20日～26日）の実施
- 動物愛護管理基本指針（環境大臣）や動物愛護管理推進計画（都道府県知事）の策定
- 動物愛護推進員の委嘱、協議会の組織等

罰則

- 愛護動物*のみだりな殺傷：1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- 愛護動物の遺棄・虐待：50万円以下の罰金
- 命令違反に対する罰則等

*愛護動物：犬・ねこ・牛等の家畜家禽、占有下にある哺乳類・鳥類・爬虫類